【資料２】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 10 月 16 日
第 12 回条例検討会資料

民間事業者に対する合理的配慮を義務規定とした効果等について
（他都市照会結果）

【照会事項】（民間事業者に対する合理的配慮の不提供の禁止規定を法的義務としている自治体にお聞きします）法的義務としていることにより、どのような効果がありましたか？努力義務との違いは何ですか？

【回答１】

① 条例により禁止されている行為であることを相手方に毅然として指摘できる。しかしながら、合理的配慮の前提となる「負担が過重でない場合」を判断する客観的な良い方法がまだ得られていない。

② 罰則規定を置かなければ、法的義務であっても努力義務であっても実効性に変わりはないと考える。あとは、条例全体の構成によっても書き方が変わってくるのではないか。

【回答２】

本県条例は「必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と定めており、義務規定となっているが、合理的配慮の事案は調整委員会への申立てはできないようになっており、あくまでも双方の話合いによる解決を目指している。

このことから、合理的配慮の事案の対応に当たっては、あくまでも相手方の理解のもとに解決を目指しており、法的義務であることを理由として相手方を強制するような対応は行っていない。

【回答３】

① 条例案を検討する中で法的義務を主張する条例制定検討協議会（県議会議員のみで構成）側と努力義務としたい民間事業者等の間で議論がわかれたが、法的義務としたうえで除外規定に該当する例をまとめた「逐条解説」を作成するということで、案がまとまった経緯がある。

② 「差別」について、個人の解釈や良識だけに委ねるのではなく客観的に明確にし、共生社会を実現する手段の一つとして禁止することに意義があるとして、法的義務とされた。

③ 条例の運用に当たっては、事業者に対して法的義務であることを強調し、改善を求めるという方法ではなく、事業者と障がい者との話し合いにより、問題を解決することとしているため、「努力義務」とした場合との違いを感じることはないが、調整に入る段階においては、まず条例の説明（合理的配慮に関する義務を有していること）を行うことから、事業者の事態の改善に向けた意識を高める効果はあると思われる。

【回答４】

教育、雇用の分野における合理的配慮の不提供を差別として定義しているが、現時点では相談や申し立ての事例が少なく、効果は不明。